

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年 6月19日(月)

## 今週のことば

### Cookie (クッキー) 規制

16日に改正電気通信事業法が施行され、一定のオンラインサービス事業者がサイトの閲覧履歴など利用者情報(クッキー等)を外部的送信する場合、通知等を義務化。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

6/19(月) 赤口
20(火) 先勝
21(水) 友引 夏至、通常国会会期末、ウクライナ復興会議(英国)
22(木) 先負
23(金) 仏滅 沖縄慰霊の日
24(土) 大安
25(日) 赤口

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
6/12(月)	32,434 △169	139.50 △0.05
13(火)	33,019 △585	139.48 △0.02
14(水)	33,502 △483	139.98 ▼0.50
15(木)	33,485 ▼17	141.28 ▼1.30
16(金)	33,706 △221	141.14 △0.14

## 通常国会で4月以降に成立した改正法等

今月21日に閉会する第211回通常国会において4月以降に成立した改正法等のうち、企業に関連する主なものは次のとおりです。

◎フリーランス・事業者間取引適正化等法の創設…  
…個人で働くフリーランスに業務委託を行う事業者に対して、給付内容や報酬額など取引条件を書面やメールで明示することや、給付を受領した日から原則60日以内の報酬支払いなどを義務付ける、など。

◎景品表示法の改正… \*優良誤認表示等の違反行為に対する課徴金制度について、違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者は課徴金の額を加算(1.5倍)する、\*優良誤認表示・有利誤認表示に対して罰則(100万円以下の罰金)を設ける、など。

◎不正競争防止法等の改正(知財一括法)… \*商標法について、他人の登録商標と類似する商標でも先行商標権者の同意があり出所混同のおそれがない場合は登録可能とする、\*不正競争防止法について、デジタル空間における他人の商品形態を模倣した商品の提供行為も不正競争行為の対象とする、など。

◎中小企業信用保険法等の改正… \*信用保険制度における無担保保険等について、一定の要件(法人から代表者への貸付けがない、財務諸表を提出している等)を満たす場合は経営者保証を求めない、\*危機関連保証について、指定期間中に認定申請が行われていれば利用できるように緩和する、など。

◎著作権法の改正… \*著作権等の侵害者が譲渡した数量等が権利者の販売等の能力を超える場合でも、その数量に応じたライセンス料相当額を損害額に加えることができる、など。

■ この記事の詳細は、情報BOX201523

## 令和4年度における査察調査(マルサ)

特に悪質な脱税が疑われる者に対して実施される査察調査は、通常の税務調査(任意)とは異なり、国税局査察部(通称:マルサ)が刑事責任を追及する強制的な調査です。

国税庁が公表した「令和4年度査察の概要」によると、同年度に処理した査察事案は139件(うち103件を検察庁に告発)で、その脱税額は総額127億6千万円(1件あたり9200万円)でした。

告発した事案には、架空の課税仕入れを計上した消費税不正受還付事案や、虚偽の領収書等で架空の仕入高を計上した法人税ほ脱事案、相続した現金を複数の場所に隠匿し申告書を提出しなかった相続税の無申告ほ脱事案などがあります。

## 所得税の予定納税の減額申請

令和5年分の所得税について予定納税が必要な方(前年分の所得金額や税額などに基づく予定納税基準額が15万円以上)には、所轄税務署から「予定納税額の通知書」が送付されています。

予定納税は、予定納税基準額の1/3を7月(第1期)と11月(第2期)にそれぞれ納める制度ですが、6月30日の現況による納税見積額が予定納税基準額より少なくなると見込まれる場合は、減額申請ができます。第1期分から減額する場合は、申請書を7月15日までに税務署へ提出します。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

**第211回通常国会において4月以降に成立した主な改正法等（企業関係）**

- ◆フリーランス・事業者間取引適正化等法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）
  - ・特定受託事業者（従業員を使用しないもの）に対し業務委託をした特定業務委託事業者（業務委託事業者であって従業員を使用するもの）について、次のような措置を講じる。
  - ・特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならない（従業員を使用していない事業者が業務委託をした場合も同様）。
  - ・特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならない（再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内）。
  - ・政令で定める期間以上行う業務委託をした場合は、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに受領の拒否や報酬の減額などをしてはならない。
  - ・継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として30日前までに予告しなければならない。
- ※公布日（令和5年5月12日）から1年6ヵ月以内に施行。
- ◆景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）の改正
  - ・課徴金の納付を命じる場合において、対象となる違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対して課徴金の額を加算（1.5倍）する規定を新設する。
  - ・優良誤認表示・有利誤認表示に対し、直罰（100万円以下の罰金）を新設する。
  - ・優良誤認表示等の疑いのある表示等をした事業者が是正措置計画を申請し、内閣総理大臣から認定を受けた場合は、措置命令及び課徴金納付命令の適用を受けない制度を導入する。
  - ・特定の消費者へ一定の返金を行った場合に課徴金額から当該金額が減額される返金措置について、返金方法として第三者型前払式支払手段（いわゆる電子マネー等）も可能とする。
- ※一部の規定を除き、公布日（令和5年5月17日）から起算して1年6ヵ月以内に施行。
- ◆中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の改正
  - ・経営者の個人保証を求めない融資を中小企業信用保険の付保対象とし、無担保保険等において、一定の要件（法人から代表者への貸付け等がないこと、財務諸表を提出していること等）を満たしている場合に経営者保証を求めないこととする。
  - ・危機関連保証について、指定期間中に認定申請が行われていれば利用できるように適用要件を緩和する（現在は融資が実行されていることが条件）。
  - ・政府が保有する商工中金の株式を全部処分し、議決権株式の株主資格の対象から政府を削除するとともに、株式を処分した後も引き続き危機対応業務を的確に行うための規定の整備等を行う。
- ※一部の規定を除き、公布日（令和5年6月16日）から1年以内に施行。
- ◆不正競争防止法等（商標法、意匠法、特許法などを含めた知的財産関連6法）の改正
  - ・商標法について、先行商標権者の同意があり出所混同のおそれがない場合には、他人の登録商標と類似する商標を登録可能とする。また、氏名を含む商標も一定の場合には、他人の承諾なく登録可能にする。
  - ・意匠法について、創作者等が出願前にデザインを複数公開した場合の救済措置を受けるための手続の要件を緩和する。
  - ・不正競争防止法について、デジタル空間における他人の商品形態を模倣した商品の提供行為も不正競争行為の対象とする。また、ビッグデータを他社に共有するサービスにおいて、データを秘密管理している場合も含め限定提供データとして保護し、侵害行為の差止め請求等を可能とするほか、損害賠償訴訟で被侵害者の生産能力等を超える損害分も使用許諾料相当額として請求を可能とする。
  - ・特許法、実用新案法及び意匠法について、一定の場合に特許権者の意思によらず他者に実施権を認める裁定手続で提出される書類に営業秘密が記載された場合に閲覧制限を可能にする。
  - ・特許法及び工業所有権特例法について、在外者へ査定結果等の書類を郵送できない場合に公表により送付したとみなすとともに、インターネットを通じた送達制度を整備する。
- ※一部の規定を除き、公布日（令和5年6月14日）から1年以内に施行。
- ◆著作権法の改正
  - ・著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する裁定制度を創設する。
  - ・著作権等の侵害者が譲渡した物の数量等に基づく損害額の算定について、著作権者等の販売等の能力を超える数量等がある場合でも、これらの数量に応じた著作権等の行使につき受けるべき金銭に相当する額を損害額に加えることができる。
- ※一部の規定を除き、公布日（令和5年5月26日）から3年以内に施行。